

**改正**

平成12年3月28日条例第7号

平成12年12月20日条例第31号

平成14年12月25日条例第30号

平成17年12月19日条例第25号

平成26年3月20日条例第7号

平成26年6月20日条例第11号

平成26年9月19日条例第12号

平成29年12月19日条例第22号

令和元年9月20日条例第18号

川越町水道事業給水条例

川越町水道事業給水条例（昭和43年条例第9号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第6条～第17条）

第3章 給水（第18条～第28条）

第4章 料金及び手数料（第29条～第38条）

第5章 管理（第39条～第44条）

第6章 貯水槽水道（第45条・第46条）

第7章 補則（第47条）

附則

**第1章 総則**

（条例の目的）

**第1条** この条例は、川越町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

**第2条** 川越町水道事業の給水区域は、別に定める。ただし、配水管の布設していないところ又は給水が不足し、若しくは特殊な地形等から給水することが著しく困難と認められるところでは、

給水しないことがある。

- 2 配水管の布設していないところでも、給水を受けようとする者が、工事費を負担するときは、給水することがある。

(用語の定義)

**第3条** この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長の施工した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

- 2 この条例において「1戸」とは、1世帯又は町長がこれに準ずると認めたものをいう。
- 3 この条例において「定例日」とは、料金算定の基準としてあらかじめ町長が定めた日をいう。

(給水装置の種類)

**第4条** 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 連用給水装置 1個のメーターで2戸以上の専用給水装置に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(連用給水装置の設置)

**第5条** 連用給水装置は、町長が必要と認めた者でなければ設置することができない。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

**第6条** 給水装置の新設、増設、変更、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

**第7条** 給水装置の新設、増設、変更、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、増設、変更、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(加入金)

**第8条** 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から、別表に掲げる給水管の口径の区分に対応する加入金に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額を徴収する。ただし、改造する場合の加入金

の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額との差額とする。

(工事負担金)

**第9条** 給水装置の新設又は増径を必要とする改造工事をしようとする者で、新配水管（10年以内に公道又はこれに準ずる道路に布設された水道管。以下「新配水管」という。）から分岐して給水工事の新設又は増径を必要とする改造工事は、当該配水管の口径に応じ工事負担金を徴収するものとする。ただし、町長が徴収しないことが適当と認めた者については、この限りでない。

2 工事負担金を徴収する期間は、新配水管布設の年から10年間とする。

3 工事負担金について必要な事項は、町長が定める。

(加入金等の不還付)

**第10条** 加入金又は新配水管工事負担金を納入した者が、給水装置を廃止した場合においても既に納入した加入金又は工事負担金は還付しない。

(工事の施工)

**第11条** 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。以下同じ。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施工する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

**第12条** 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

**第13条** 町長が、施工する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 設計監督費
- (2) 材料費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 諸掛費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

**第14条** 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の所有権)

**第15条** 町において工事を施工した場合における給水装置の所有権は、工事費を完納したときに申込者に帰属する。ただし、その工事費完納前の給水装置は、申込者又は使用者が保管の責を負わなければならない。

(工事費の未納の場合の措置)

**第16条** 町長が施工をした給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、町長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、町長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、町長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

**第17条** 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

**第18条** 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町長は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

**第19条** 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

**第20条** 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

**第21条** 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) アパート若しくは集団住宅を経営若しくは管理する者又は所有者がその住宅団地内に居住していない者

(3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

**第22条** 給水装置の使用人は、その家族、同居人その他の従業員等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(水道メーターの設置)

**第23条** 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

**第24条** メーターは、町長が設置して、水道の使用人若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

**第25条** 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 連用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (4) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

**第26条** 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

**第27条** 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

**第28条** 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

**第29条** 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 連用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

**第30条** 料金は、次の表の基本料金と従量料金との合計額に消費税法第29条に規定する消費税の税率及び地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

種別	用途	料金	基本料金 (2か月につき)	従量水量の区分	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)
専用給 水装置	一般用	口径13mm	1,386円	1m <sup>3</sup> 以上	12円
		口径20mm	1,512円	20m <sup>3</sup> 以下	
		口径25mm	1,680円	21m <sup>3</sup> 以上	110円
		口径40mm	2,040円	40m <sup>3</sup> 以下	
		口径50mm	4,940円	41m <sup>3</sup> 以上	143円
		口径75mm	6,440円	60m <sup>3</sup> 以下	
		口径100mm	8,400円	61m <sup>3</sup> 以上	200円
		口径100mm以上	町長が定める額	100m <sup>3</sup> 以下	
		湯屋用	30,000円 (使用水量600m <sup>3</sup> まで)	601m <sup>3</sup> 以上	65円
私設消 火栓	演習用	1栓 放水時間 10分につき1,000円			

2 連用給水装置の料金は、現に使用している各戸にそれぞれ口径20ミリメートルの給水管が設置されたものとみなし、かつ、各戸の使用水量は均等とみなして算定することができる。

3 料金は、給水を停止し、又は制限した場合でも減免しない。

4 基本料金を定めてあるものについては、使用量の有無にかかわらず開栓中は、所定の料金を徴収する。

(料金の算定)

**第31条** 料金は、隔月の定例日にメーターの点検を行い、2か月分として算定する。ただし、町長が必要と認めたときは、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

**第32条** 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 連用給水装置の水量は、各戸（各世帯）均等とみなす。ただし、町長が必要と認めたときは、各戸（各世帯）の水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

**第33条** 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときは、その料金は1か月分として算定する。

- 2 月の中途においてその用途又はメーターの口径に変更があった場合は、変更後の料率を適用する。
- 3 料率の異なる2種以上の用途に使用した場合の料金は、料率の高いものを適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

**第34条** 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収方法)

**第35条** 料金は、納入通知書又は集金若しくは口座振替の方法により2か月ごとに徴収する。ただし、町長は必要があるときは、毎月徴収することができる。

- 2 給水を廃止し、又は中止したときは、その都度料金を算定し徴収する。

(料金の督促)

**第36条** 料金及び手数料を納期限までに完納しない者があるときは、町長は督促状を発する。

(手数料)

**第37条** 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

- (1) 町長が給水工事の設計をするとき。
  - 1件につき 1,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者の登録をするとき。

1件につき 14,000円

(3) 指定給水装置工事事業者の更新をするとき。

1 件につき 5,000円

(4) 設計審査をするとき。

1 件につき 1,000円

(5) 工事の検査をするとき。

1 件につき 3,000円

(6) 私設消火栓の消防演習に立会いをするとき。

1 回につき 500円

(7) 第40条第2項の確認をするとき。

1 件につき 3,000円

(8) 開栓手数料

給水を開始するとき。

口径40ミリメートル以下 1 回につき 500円

口径50ミリメートルを超えるもの 1 回につき 1,000円

(9) 各種証明手数料

1 件につき 200円

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

**第38条** 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

**第39条** 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

**第40条** 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事

に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

**第41条** 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第13条の工事費、第27条第2項の修繕費、第30条の料金又は第37条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第31条の使用水量の計量又は第39条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

**第42条** 町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明であり、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

**第43条** 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで、給水装置の新設、増設、変更、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第23条第2項のメーターの設置、第31条の使用水量の計量、第39条の検査又は第41条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第27条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第30条の料金又は第37条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

**第44条** 町長は、詐欺その他不正の行為によって第30条の料金又は第37条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えな

いときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(町の責務)

**第45条** 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

**第46条** 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

**第47条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則（平成12年3月28日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(川越町水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則（平成12年12月20日条例第31号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

### 附 則（平成14年12月25日条例第30号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年12月19日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の川越町水道事業給水条例第30条第1項の給水料金の規定は、平成18年7月分として徴収する料金から適用し、同年6月分として徴収する料金以前の料金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年3月20日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川越町水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）以後に申込みのあった工事に係る加入金について適用し、施行日前に申込みのあった工事に係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第30条第1項の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

**附 則** (平成26年6月20日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の川越町水道事業給水条例第30条第1項の給水料金の規定は、平成27年4月分として徴収する料金から適用し、同年3月分として徴収する料金以前の料金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年9月19日条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月19日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の川越町水道事業給水条例の規定は、平成30年4月1日以後に発する督促状から適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月20日条例第18号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

口径別種目	金額
20ミリメートルまで	60,000円
25ミリメートル	110,000円
40ミリメートル	300,000円
50ミリメートル	550,000円
75ミリメートル	1,400,000円
100ミリメートル	2,900,000円
100ミリメートルを超える場合は、その都度町長が定める。	